

美祢市三世代同居等促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者及び共働き夫婦が増える中において、親子の相互扶助及び本市への定住を促進するため、親、子及び孫が三世代で同居する場合又は近隣に居住する場合に交付する美祢市三世代同居等促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子 親の一親等の卑属又はその配偶者をいう。
- (2) 孫 子の一親等の卑属で、補助金の交付を申請する日に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの（第5条の規定による申請の日（以下「申請日」という。）に子又はその配偶者が懐胎している胎児を含む。）をいう。
- (3) 住宅 自己の居住の用に供するための住宅をいう。
- (4) 三世代同居 親、子及び孫が同居することをいう。
- (5) 近居 親の居住する住宅と子の居住する住宅が同一行政区内又はそれぞれの住宅間の距離が直線で1キロメートル以内の範囲にあり、いずれかの住宅に孫が同居していることをいう。
- (6) 市税等 市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税及び国民健康保険税をいう。
- (7) 住宅の取得 住宅の引渡しを受けることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内において住宅を新築若しくは購入し、又は親の世帯若しくは子の世帯が市外から転入してから6月以上に渡り三世代同居又は近居（以下「三世代同居等」という。）をしている親又は子で、次の事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 三世代同居等を申請日から3年以上継続する予定であること。
- (2) 三世代同居等に係る住宅を生活の本拠としていること。
- (3) 親の世帯及び子の世帯に属するいずれの者も本市の市税等の滞納がないこと。
- (4) 親の世帯及び子の世帯に属するいずれの者も申請日現在、生活保護を受けていないこと。
- (5) 親の世帯及び子の世帯に属するいずれの者も暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (6) 親の世帯及び子の世帯に属するいずれの者も過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、30万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅の取得の日又は親の世帯若しくは子の世帯が市外から転入した日のうちいずれか遅い日から1年以内に、三世代同居等促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 三世代同居等をする世帯全員分の住民票の写し（続柄の記載があり、かつ、申請日時点の世帯の状況が確認できるもの）
- (2) 三世代同居等促進事業調査書（別記様式第 2 号）
- (3) 親、子及び孫の続柄が確認できる書類
- (4) 建物全部事項証明書の写し（三世代同居等のための住宅を新築又は購入した場合に限る。）
- (5) 住宅の賃貸借契約書の写し（三世代同居等のための住宅を賃借した場合に限る。）
- (6) 三世代同居等に係る住宅の位置図
- (7) 母子健康手帳の写し（子又はその配偶者が妊娠している場合に限る。）
- (8) 三世代同居等をする世帯全員分の市税等の滞納がない証明
- (9) 誓約書（別記様式第 3 号）
- (10) 同意書（別記様式第 4 号）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定したときは、その旨を三世代同居等促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するに当たって、必要な条件を付することができる。

（分割交付）

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定により決定した補助金の額を 3 回に均等に分割して交付するものとし、交付決定があった日の属する年度から毎年度 1 回交付するものとする。

（補助金の請求）

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、毎年度市長の定める期間内に、三世代同居等促進事業補助金交付請求書（別記様式第 6 号）により、前条の規定による当該年度の補助金の交付額を市長に請求するものとする。

2 交付決定者は、交付決定があった翌年度以降の請求に際し、毎年、10 月 1 日から同月 31 日までの間に、その年の 10 月 1 日における状況を記載した三世代同居等促進事業補助金現況報告書（別記様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定による請求に応じ交付する補助金のうち、3 万円はその相当額の商品券で、3 万円を超える部分は現金で交付するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により商品券の交付を受けたときは、速やかに三世代同居等促進事業補助金商品券受領書（別記様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第 10 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、中止し、又は交付を受けた金額の返還を命ずることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

- (1) 当該補助事業の交付を受けるに当たり取得した住宅を自己の居住の目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定日から 3 年未満で、市長が認める理由なく第 3 条に規定する三世代同

居等の要件を満たさなくなったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

2 前項の規定により交付決定の一部を取り消す場合は、当該取り消し事由に該当した年度以後の分割交付に係る全ての交付決定を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 前項の返還を命じる場合において、商品券が既に使用されているときは、使用した商品券相当の対価の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(適用)

2 この告示は、この告示の施行の日以後の新築若しくは購入による住宅の取得又は親の世帯若しくは子の世帯の市外からの転入による三世帯同居等について適用する。

(失効)

3 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

4 この告示の失効の際現に失効前の告示の規定に基づき、補助金の交付を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。